## 宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和7年6月4日

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産業課

| 被処分者 | 商 号       | 株式会社ハウズ   |  |
|------|-----------|---|--|
|      | 代 表 者     | 関野 朋子(せきの ともこ)  |  |
|      | 主たる事務所    | 東京都立川市柴崎町二丁目3番8号  |  |
|      | 免 許 年 月 日 | 令和6年11月21日<br>(当初免許年月日 平成26年11月21日)                         |  |
|      | 免許証番号     | 東京都知事(3)第97233号   |  |
| 聴    | 聞年月日      | 令和7年2月26日   |  |
| 処    | 分 内 容     | 宅地建物取引業務の全部停止7日間  |  |
| 業    | 務停止期間     | 令和7年6月18日から同月24日まで  |  |
| 適    | 用法条項      | 宅地建物取引業法第35条第1項第4号(重要事項説明書記載事項の虚偽記載)<br>同法第65条第2項第2号(業務の停止) |  |
|      |           |   |  |

被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)違反があった。

記

事

実

被処分者は、令和4年10月に、東京都昭島市所在の宅地の売買契約において媒介 業務を行った。

この業務において、法第35条に定める書面(重要事項説明書)に、排水のための施設の整備の状況について、実際の整備の状況とは異なる記載を行った。

係

このことは、法第35条第1項第4号に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。